

2022年2月16日
全国港湾 21 発第 63 号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木公廣



産別協定・フェリー協定等の履行などに係る諸課題に関する要求書

以下の課題については、雇用と職域にかかる緊急性を要することから、22 春闘要求提出後も労使協議の場を設定し解決を促進すること。

1. 横須賀新港ふ頭へのフェリーの就航に係る雇用と就労の問題について

- (1) 横須賀新港ふ頭における雇用と職域を担保するための施策について協議し、日港協・関係地区港運協会と全国港湾・全横浜港湾の四者による、「雇用と職域確保のための関係者合意書（仮称）」を締結すること。
- (2) 当該ふ頭における、船社と港運事業者の業務の棲み分けなどについての協議を行うために、日港協として、フェリー船社と全国港湾の協議の場を設置し、協議の促進を図ること。

2. 秋田港における産別労使協定遵守と港湾運送秩序の確立について

- (1) 我が国の港湾運送秩序はもとより、秋田・船川港における港運秩序並びに安定した雇用を確保するため、日港協として産別協定・関係法令遵守の主導的役割を果たすこと。
- (2) 産別協定第8条第2項「新規参入については港運労使及び各地区の『安定化協議会』で協議対応を図る」を再確認し、新規参入による混乱を生起させないこと、並びに、港湾運送秩序と港湾労働の安定に資するべく、協定当事者として厳正な姿勢で臨むこと。

以上